富 特 産 第 2 号 令和 2 年 7 月 2 0 日

会員事業所 各位

富 士 商 工 会 議 所富士ブランド推進会議

# 令和2年度 富士市地域おこし・特産品振興事業 第17期「富士ブランド認定品」募集のご案内

日頃より商工会議所事業について、ご理解ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。 さて、当所では地域ブランドによる活力あるまちづくりを進めると共に、ガンバル会員企業 を応援するため、優れた地域産品を富士ブランド認定品として選定しています。

## ≪第1期~第16期認定品/136社161品目≫

認定品は、カタログやホームページでの広報宣伝をはじめ、各種展示会での販路開拓や県内イベントでの販売など、売上拡大に向けた各種支援を受けられます。

つきましては、本年度も第17期となる認定品を募集いたしますので、貴社オリジナルの「産品」「製品」「サービス」等の販促策として、ご応募下さるようご案内申し上げます。

敬具

記

## 1. 募集期間

令和2年7月20日(月)~8月26日(水)

# 2. 認定品要領(抜粋)

### ■事業目的

富士地域の特産品を掘り起こし・磨き上げ、情報発信することで、富士地域発の産品・製品・サービスのブランドカを高め、活力ある地域づくりを図ることを目的とする。

■認定資格

富士商工会議所の会員事業所及び本会が認めた団体(組合、NPO法人等)

- ■認定対象
  - ①富士山の恵みである<u>富士地域の素材、名勝、歴史を活かした</u>「産品」「製品」「サービス」 【パン・スイーツ/お食事/食品/お茶/紙製品/製品/工芸品/樹木・木材加工品/サービス】
  - ②一般消費者が店舗等で購入できる「産品」等であること。
  - ③各社「自慢の逸品」を登録すること。『原則として1社1品』
- ■認定基準
  - ①富士地域で生産され、富士地域の素材、名勝、歴史が活かされていること。
  - ②富士地域市を全国にアピールすることができること。
  - ③独自性・独創性があり、事業の広がりや新たな需要を喚起できるもの。
  - ④生産者・製造者のこだわりがあり、品質が確かであること。
  - ⑤知的財産権等所有していること、またはこれらに抵触していないこと
  - ⑥その他(販売実績があり、今後も常に販売できる状況にあること等)
- ■認定方法

認定基準による評価を行い、審査会の審議を経て、推進会議にて決定します。

## 3. 認定品申請

募集要項をご確認いただき、お気軽にご相談ください。

### 4. お問合せ

富士市瓜島町 82 富士商工会議所内 富士ブランド事務局 1452-0995

# 第17期 富士ブランド認定品 募集要項

## 1. 募集期間

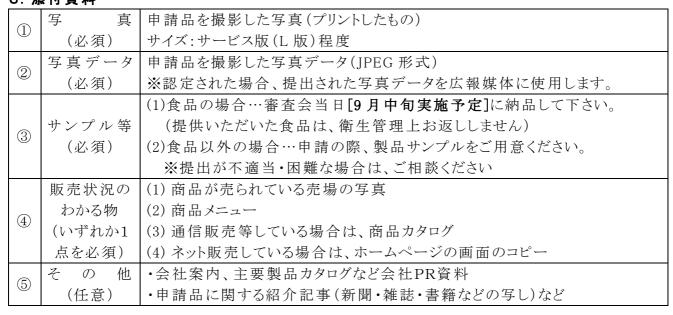
令和2年7月20日(月)~8月26日(水)

## 2. 申請方法

申請書に必要事項をご記入の上、申請品の写真と写真データ、サンプル等を添えて事務局にご提出下さい。

※提出された書類等は、原則として返却いたしません。





## 4. 申請方法

①第1期~第16期までの認定品は、カタログまたはホームページをご覧下さい。

# http://www.fujibrand.jp/

- ②申請書類は、ホームページに掲載しているほか、商工会議所窓口でも配布しております。
- ③申請品は認定品要領に基づくものとし、同一品目と認められる商品等で品名や内容量が 異なる場合などは、一つの申請として下さい。

#### 5. 認定方法

- ・9月中旬開催予定の審査会で認定基準に基づく評価を行います。 審査会では事業者から申請品のプレゼンをしていただきます。(食品類は試食) 審査会の結果(認定の可否)は、後日郵送にて通知します。
- ・認定品は新聞紙上で発表するとともに、認定式(9月下旬予定)で認定証を交付します。

## 6. 認定に係る経費

申請…無料(申請に係る経費はありません。)

認定…1品目あたり5千円(認定日から翌年度の9月末までの1年分)の登録料を納付。

更新…認定品有効期間(認定日から翌年度の9月末まで)終了後、継続を希望する場合は、1品目あたり5千円の更新料を納付いただきます。

# 7. 広報媒体

カタログ等の広報物およびホームページに掲載するにあたり、制作にご協力ください。

### 8. 販促品

認定事業所には、販促品(シール・のぼり等)を実費にて販売します。



# 富士ブランド認定品 認定要領

## 1. 主催

富士商工会議所(富士ブランド推進会議)以下、「本会という」

## 2. 事業目的

富士地域の特産品を掘り起こし・磨き上げ、情報発信することで、富士地域発の産品・製品・サービスおよび地域ブランドカ(認知度)を高め、活力ある地域づくりを図ることを目的とする。

## 3. 認定資格

富士商工会議所会員事業所及び本会が認めた団体(組合、NPO法人等)

### 4. 認定対象

- ①富士山の恵みである富士地域の素材、名勝、歴史を活かした「産品」「製品」「サービス」
- ②一般消費者が店舗等で購入できる「産品」等であること。
- ③各社「自慢の逸品」を登録するものとし『原則として1社1品』とする。

### 5. 認定基準

- ①富士地域で生産され、富士地域の素材、名勝、歴史が活かされていること。
- ②富士地域を全国にアピールすることができること。
- ③独自性・独創性があり、事業の広がりや新たな需要を喚起できるもの。
- ④生産者・製造者のこだわりがあり、品質が確かであること。
- ⑤その他本会が適当と認めるもの。
- 尚、以下の条件を必ず満たしていること。
  - ①業界での製造基準、表示義務を満たしていること。
  - ②他の特許品又は登録品の模倣品でないこと。
  - ③販売実績があり、今後も常に販売できる状況にあること。(農産品等の季節商品を除く)
  - ④製造・販売について、許可又は認可を必要とするものは、当該許可等を得ていること。
- 但し、下記項目に該当する場合は選考対象から除外する場合がある。
  - ① 意匠権・工業所有権など他の権利を侵害していると思われるもの。
  - ②評価対象が主としてデザインだけである場合。
  - ③その他、選考の対象から除外すべき特別な理由があると本会が判断する場合。

#### 6. 認定方法

認定品審査会にて認定基準に基づく評価を行った上で、推進会議にて決定する。

#### 7. 認定に係る経費

本会は、認定品事業を運営する経費として、必要に応じて費用を徴収する。

## 8. 認定品有効期間

認定品の有効期間は、認定日から翌年度の9月末までとし、その後の継続認定を希望する場合は、所定の継続認定申請書を提出する。但し、認定を取り消された場合には取り消しの日からその効力は消滅する。

## 9. 認定品の取り扱い

- ①本会は認定品に対して、富士ブランド認定証を交付する。
- ②本会は認定品を周知するため、認定品カタログ・ホームページ等に掲載する。
- ③本会はマスコミへの積極的な情報提供など各種媒体、機会を活用してPRする。
- ④認定事業者は、富士ブランド事業として実施するイベント等に積極的に参加・協力する。
- ⑤認定品には富士ブランド認定マークを付し、本会並びに認定事業者双方でPRを行う。